

# 海外勤務者個人の税務基本講座

～グローバル人事担当者にとって必要な海外勤務者個人の税金に関する注意点を平易に解説～

◇日時◇ 2019年6月13日(木)13:30～16:30

◇会場◇ 東京・麹町 『企業研究会セミナールーム』

◇講師◇ 吉良 智幸 氏 KPMG税理士法人 グローバル モビリティ サービス マネージャー  
税理士

2006年 KPMG 税理士法人に入所。日系及び外資系多国籍企業のインバウンド外国人駐在員に対する日本における個人所得税、および日本から海外へ赴任するアウトバウンド駐在員に対する日本における個人所得税並びに赴任先現地個人税務を中心に、給与体系、株式報酬制度、租税条約、社会保障協定などに関する総合的な国際税務アドバイザーを行う。

【著書】「国際税務 グローバル戦略と実務」KPMG 税理士法人共著東洋経済新報社、「会社法務 A2Z」第一法規に執筆など。

◇参加対象◇ 人事部、海外事業部、ペイロール部門のご担当者

## 開催にあたって

日本企業の海外進出は引き続き活発に展開しており、その進出先も欧米、東南アジアをはじめ、多岐にわたっています。そのような状況下、日本から海外に派遣される社員の数も年々増加していますが、海外派遣社員の税務上の取扱いや手続きについて十分な事前検討がなされないまま進めてしまうことが多々見受けられます。このような場合、日本及び現地における税制の差異から国際間の二重課税の状況になってしまうことや、日本と現地における税負担の違いにより赴任者との間でトラブルになってしまうケースを目にします。また、必要な現地税務手続きが進められなかったこと等により、進出先税務当局より不測のペナルティを課されてしまうようなケースも耳にします。

そこで、今回、このような海外勤務者個人に係る税務問題に関して、日本の個人所得税の観点から注意すべき重要ポイントを分かりやすく解説いたします。

- \* 申込書にご記入いただいた個人情報、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業や刊行物のご案内をお送りする際に利用させていただきます。
- \* 「セミナーに関するご不明な点につきましては、当会ホームページより [TOP]→[公開セミナー]→[よくあるご質問]をご参照下さい。

【受講料】 1名 <税込>

正会員	32,400円 本体価格 30,000円	一般	35,640円 本体価格 33,000円
-----	-------------------------	----	-------------------------

申込方法 当会ホームページよりお申込みください。  
<https://www.bri.or.jp> \*その他セミナーの最新情報もご覧いただけます。

企業研究会セミナー 検索

- ◎お申込み:当会ホームページまたは E-mail でお申込み下さい。
- \*お申込み後(開催1週間～10日前までに)受講票・請求書をお送りいたします。
- \*最少催行人数に満たない場合ほか、諸般の事情により開催を中止させていただきます場合もございます。
- \*会員企業一覧は当会ホームページでご確認いただけます。(http://www.bri.or.jp)
- \*お申込み後のキャンセルは原則としてお受けいたしかねますのでご出席できない場合は、代理の方のご出席をお願いいたします。
- \*FAXでお申込みの際、「0(ゼロ)発信のFAX機」をご使用の場合は、必ず「0」を押してから、番号入力。

【申込先】 一般社団法人 企業研究会 担当:金井  
E-mail:kanai@bri.or.jp  
〒102-0083 東京都千代田区麹町5-7-2 MFPR 麹町ビル 2階  
TEL 080-2103-6840(金井) / 03-5215-3511(代表) / FAX03-5215-0951

191181-0506	2019.6.13 「海外勤務者個人の税務基本講座」		
会社名			
住所	〒		
部課 役職	フリガナ お名前		
TEL		FAX	
E-mail			
部課 役職	フリガナ お名前		
TEL		FAX	
E-mail			

# 海外勤務者個人の税務基本講座

～グローバル人事担当者にとって必要な海外勤務者個人の税金に関する注意点を平易に解説～

## ◆ プログラム ◆

■日 時：2019年 6月13日（木） 13：30～16：30

■講 師：吉良 智幸 氏 KPMG税理士法人 グローバル モビリティ サービス マネージャー  
税理士

-解説-

13:30

### 1. 居住者と非居住者の区分判定

- (1) 所得税における推定規定
- (2) 住民税における住民票

### 2. 非居住者となる場合

- (1) 出国時年末調整
- (2) 納税管理人
- (3) 非居住者源泉徴収
- (4) 日本法人の役員の場合
- (5) 住宅ローン控除
- (6) その他の税務上の影響点（ふるさと納税、特定口座など）

### 3. 赴任中も引き続き居住者となる場合

- (1) 租税条約と短期滞在者免税
- (2) 現地税金負担とグロスアップ計算
- (3) 外国税額控除

### 4. 相談事例の多い個別論点

- (1) 帰任後に現地納税があった場合
- (2) 赴任中に退職金が支給された場合

<質疑応答>

16:30